

徳山ダムに係る導水路検討会【第6回】(06.08.30)～【第7回】(07.08.22)に至る 「案」決定過程の不透明さと情報公開請求 (岐阜県とのやりとりを中心に)

論点1：決定過程の不透明さ

166国会での質問主意書答弁書において国は（平成十八年度及び平成十九年度の予算において措置された調査費により、...測量、水文・水質観測、環境調査、施設設計等を行っており、これらの調査等の結果を踏まえ、今後、お尋ねの「河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当該事業の必要性・妥当性」についても、具体的に検討する」と答弁している。

そしてその「『必要性・妥当性』についても、具体的に検討」した会議は、徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】(07.08.22)であると答えている(08.08.06 中部地整)。

しかし、検討会【第7回】について公表されたものには、上記予算を使った調査の「資料」らしきものもなく、「『必要性・妥当性』についても、具体的に検討」した形跡もない(議事録「不存在」)。何をどう検討して「妥当」としたのか、知りようもない。「誰も(国会議員でも)チェックできない-法的根拠も不明-行政密室会議で巨費を投ずる事業が決まる」...これは、民主主義の根幹に抵触しないか?

行政自身による07.12.14関係省庁連絡会議「行政文書の管理の徹底について」の申し合わせの方向にも背くものである。(時期的にこの申し合わせの後である「木曾川水系連絡導水路監理検討会」でも、不透明さは変わっていない)

論点2：隠された長良川河口堰取水の意図

第5回幹事会(07.3.16)では「最終案」と銘打って、「(木曾川水系連絡導水路)下流施設=長良川河口堰取水の兼用施設」と位置づけている。

まさにここにこそ、不自然な(誰にとってトクなのか不明な)「木曾川水系連絡導水路-上流分割案-」の”レゾナードル”がある。なにの、ここを隠し続け、誤魔化し続けた。

第9回幹事会(07.6.11)以降、「下流施設を長良川河口堰取水施設の兼用施設とすること」について、微妙に後退し始めるものの、連絡調整会議(07.6.13)、第10回幹事会(07.7.04)くらいまでは「下流施設を長良川河口堰取水施設の兼用施設としていく」方向性は表に出ている。第11回幹事会(07.08.02)の確認事項(案)にも「長良川河口堰の水利用」という項目は残っている。が「第7回検討会」ではその文言も消された。消されたことで、「3県1市それぞれが勝手に都合の良いことを議会に説明して承認をとりつけてしまう」という一層酷い”誤魔化し”全面展開となった。

論点3：誰のどういう「ご利益」なのか? - 「河川環境改善」はうそっぱち

連絡調整会議(07.3.26)及び第6回幹事会(07.04.06)で「木曾川水系連絡導水路計画の最終案」で「長良川中流部の環境対策(河川維持流量の確保)」がようやく出てくる(それまでは長良川中流域の環境改善などひとつもない)が、「木曾川中流部の河川維持流量は、魚類の生息・生育条件から見た場合、概ね m_3/S と考えられ～上流部で $12 m_3/S$ あれば良いことが判明した」とある。

この時点では、木曾川水系河川整備基本方針の正常流量に関する整理は相当程度進んでいる(6月29日に「河川整備基本方針小委員会」に出している)。それでも「概ね m_3/S と考え」る世界なのである。どうして「異常湧水時に、長良川の正常流量に近づけるために徳山ダムの水を流す」必要があるのか(そこに巨費を投じるのか)説明がつかない。

また岐阜県にとっての「ご利益」とされる、「可茂・東濃用水がラクになる」話は「水系総合運用」が前提とされ、そこでは「長良川河口堰の水利用（取水施設完成）」が前提とされている。

岐阜県が「下流施設はを長良川河口堰取水の兼用施設はさせない」と頑張れば、取水単独施設として数百億円が見込まれる「長良川河口堰の取水・導水施設」完成の目途は立たない。

（中部地整の提示する）水系総合運用は、長良川河口堰の取水・導水施設完成を条件 - 前提 - としている。

つまり、岐阜県は長良川河口堰の（岐阜県内での）取水を認める（＝長良川を人身御供として差し出す）こと抜きには「可茂・東濃用水がラクになる」ご利益は得られない。

また、愛知県や名古屋市にとっても「徳山ダムの水を先使いして、木曾川上流ダム群を温存して異常湧水に備える」という話が、実現できるのかどうか、不明である。

「利害の一致しない『問題』はとりあえず先送り。まずは木曾川水系連絡導水路の建設ありき」なのである。

論点4：情報公開／説明責任

国交省は07年3月23日付けで『社会資本整備のアカウンタビリティ（説明責任）向上行動指針』を策定している。これを読む限り、丁寧に説明責任を果たすという姿勢を示している。しかし実際は、結局は開示せざるを得ない（もし訴訟を提起していたら、当方の勝訴であった可能性は高い）資料を、ぎりぎりまで隠し続けた。

岐阜県も国に追随し、岐阜県民欺くことに加担し続けた。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

岐阜県情報公開条例

（目的）

第1条 この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。

行政への不信は日々高まっている。しかし、私は「官僚が悪い」「行政はダメだ」「辞めさせる、ぶっ壊せ」の合唱には参加したくない。

今「憲法で保障された（平和的）生存権」が危うい。恐怖と欠乏から免れ、健康で文化的な最低限度の生活を保障をするのは Government の要諦である。

治水においても、左右両岸・上下流の利害を「平等」の観点から調整できるのは Government しかない。だからこそ、一層信頼に足る Government（とそれを担う）公務員が求められている。

行政への信頼を取り戻すことに全身全霊を尽くすことを、全体の奉仕者である公務員に要求したい。それは憲法12条に記された「不断の努力」を、（主権者自身が）自らの責務と自覚し実行していくこととパラレルなものと考えている。

08.11.26 近藤ゆり子 記

